

大網白里市道路占用料等条例の一部改正新旧対照表（令和7年4月1日から変更）

改正後				改正前			
別表（第2条）				別表（第2条）			
占用物件		単位	占用料の額	占用物件		単位	占用料の額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>850円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>740円</u>
	第2種電柱		<u>1,300円</u>		第2種電柱		<u>1,100円</u>
	第3種電柱		<u>1,700円</u>		第3種電柱		<u>1,500円</u>
	第1種電話柱		<u>760円</u>		第1種電話柱		<u>660円</u>
	第2種電話柱		<u>1,200円</u>		第2種電話柱		<u>1,000円</u>
	第3種電話柱		<u>1,600円</u>		第3種電話柱		<u>1,400円</u>
	その他の柱類		<u>76円</u>		その他の柱類		<u>66円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>7円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>6円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>4円</u>		地下に設ける電線その他の線類		<u>3円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>740円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>650円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>450円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>390円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,500円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,300円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>630円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>550円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,800円</u>
	その他のもの	占用面積1平	<u>1,500円</u>		その他のもの	占用面積1平	<u>360円</u>

改正後					改正前				
			方メートルにつき1年				方メートルにつき1年		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>31円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	<u>27円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>45円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>39円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>68円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>59円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>91円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>79円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>130円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>110円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>180円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>150円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>310円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>270円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>450円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>390円</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>910円</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>790円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,500円</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,300円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	Aに0.005を乗じて得た額

改正後					改正前						
		階数が2のもの		Aに0.00 6を乗じて 得た額			階数が2のもの		Aに0.00 8を乗じて 得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.00 7を乗じて 得た額			Aに0.01 を乗じて得 た額				
		上空に設ける通路		860円			上空に設ける通路		900円		
		地下に設ける通路		510円			地下に設ける通路		540円		
	その他のもの		1,500円	その他のもの		1,300円					
	法第32条第1 項第6号に掲げ る施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積1平 方メートルに つき1日	17円	法第32条第1 項第6号に掲げ る施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積1平 方メートルに つき1日	18円	
		その他のもの		占用面積1平 方メートルに つき1月	170円		その他のもの		占用面積1平 方メートルに つき1月	180円	
道路法施行令 (昭和27年政 令第479号。 以下「政令」と いう。)第7条 第1号に掲げる 物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設け るもの	表示面積1平 方メートルに つき1月	170円	道路法施行令 (昭和27年政 令第479号。 以下「政令」と いう。)第7条 第1号に掲げる 物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設け るもの	表示面積1平 方メートルに つき1月	180円		
		その他のもの	表示面積1平 方メートルに つき1年	1,700円			その他のもの	表示面積1平 方メートルに つき1年	1,800円		
	標識		1本につき1 年	1,200円	標識		1本につき1 年	1,000円			
	旗ざお	祭礼、縁日そ 他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本につき1 日	17円	旗ざお	祭礼、縁日そ 他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本につき1 日	18円			
		その他のもの	1本につき1	170円		その他のもの	1本につき1	180円			

改正後					改正前				
			月				月		
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>17円</u>	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>18円</u>	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>180円</u>	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,700円</u>	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1,800円</u>	
		その他のもの		<u>860円</u>		その他のもの		<u>900円</u>	
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,500円</u>	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,300円</u>
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.03</u> 1を乗じて 得た額	政令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0.03</u> 3を乗じて 得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>180円</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>150円</u>	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>130円</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.01</u> 2を乗じて 得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.01</u> 6を乗じて 得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0.01</u> 7を乗じて 得た額		上空に設けるもの			Aに <u>0.02</u> 3を乗じて 得た額
	地下（トンネル）	階数が1のもの		Aに <u>0.00</u> 4を乗じて		地下（トンネル）	階数が1のもの		Aに <u>0.00</u> 5を乗じて

改正後					改正前				
	ルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が2のもの	得た額	Aに0.00 6を乗じて得た額	ルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が2のもの	得た額	Aに0.00 8を乗じて得た額	
			Aに0.00				Aに0.00		
			7を乗じて得た額				階数が3以上のもの		Aに0.01 を乗じて得た額
		その他のもの	Aに0.02 5を乗じて得た額	その他のもの		Aに0.03 3を乗じて得た額			
			政令第7条第9号に掲げる施設			建築物	Aに0.01 5を乗じて得た額	建築物	Aに0.01 6を乗じて得た額
							その他のもの		Aに0.01 1を乗じて得た額
	政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに0.02 2を乗じて得た額	建築物	Aに0.02 3を乗じて得た額				
			その他のもの		Aに0.01 1を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.01 2を乗じて得た額		
	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.01 5を乗じて得た額	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.01 6を乗じて得た額				
			上空に設けるもの		Aに0.02 2を乗じて得た額	上空に設けるもの	Aに0.02 3を乗じて得た額		

改正後				改正前			
	その他のもの		Aに0.03 1を乗じて 得た額		その他のもの		Aに0.03 3を乗じて 得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.02 5を乗じて 得た額	政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.03 3を乗じて 得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.01 5を乗じて 得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.01 6を乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02 2を乗じて 得た額		上空に設けるもの		Aに0.02 3を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.03 1を乗じて 得た額		その他のもの		Aに0.03 3を乗じて 得た額